

# 広島高速道路公社契約約款の改正について

## 1 改正内容

当公社が定める建設工事請負契約約款について、以下のとおり改正する。

### (1) 不可抗力による損害

近年の災害の激甚化・頻発化を踏まえ、工事目的物の引渡し前に、不可抗力により工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、発注者が損害合計額のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担することとされているところ、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

(第29条関係)

### (2) 前払金の使途拡大に係る特例措置の継続について

前払金の使途拡大に関する特例措置について、その適用期限を「令和5年3月31日まで」から「令和6年3月31日まで」に延長する。

なお、平成28年4月1日以降において、既に請負契約を締結した工事で、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに払出しが行われるものについては、発注者と受注者間で協議の上、当該請負契約を変更し、特例措置を適用する。(様式1を公社に提出)

(第36条関係)

## 2 適用

令和5年4月10日以降に公告、指名通知及び見積依頼を行う案件から適用する。

以 上